

# 建築設計業務仕様書

## 1 各種調査等

- ・設計、建築確認申請等に必要な敷地調査及び測量
- ・地盤調査
- ・隣接民家の家屋調査の実施
- ・工事着手前の近隣に対する説明会の開催

## 2 整備する施設の概要

- ・分団器具置場として機能を満たす施設を整備すること。
- ・構造は鉄骨造（1階建て）とすること。
- ・「総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類として構造体Ⅱ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類以上の性能を確保すること。
- ・必要なライフライン（電気、ガス、水道）を整備すること。
- ・外構、その他周辺工作物の整備は別紙「配置図」を参照し必要な機能を満たすように整備すること。

## 3 整備する施設の詳細

### 分団器具置場

車庫、トイレ、玄関、ミニキッチン、収納庫（押し入れ）、団員待機室（20人同時収容、1人0.6畳ほど）※できるだけ多くの物品を収納できるように設計すること。

#### (1)車庫

- ・シャッターはオーバースライダーとすること。
- ・シャッターに、黒色で「砺波市消防団若林分団消防器具置場」、赤色で「駐車禁止」の文字を入れること。
- ・消防車両の出入り動線を考慮した設計にすること。（西側の市道から出動する。）
- ・車庫内から赤灯、屋外照明並びにサイレンを操作できるようにすること。
- ・消防車両(515cm×170cm×235cm)1台を駐車できること。
- ・車庫内に消防用資器材や工具等を収納できる棚を設けること。
- ・車庫片側面（窓の上部）に棚を設け、消防ホースを干せるよう棚の下部にフックを設け、また、壁に防火衣やヘルメット及びロープを掛けるフックを必要数設けること。
- ・出入口を設け外壁に照明とセキュリティキーBOXを設置すること。
- ・車庫前に衝突防止ガードポールを2本設置すること。
- ・車庫内の両側にコンセントを設けること。（車両充電用）
- ・車庫前に立水栓を1口設けること。

#### (2) 団員待機室

- ・畳敷きとし、20人同時収容（1人0.6畳ほど）できるようにすること。
- ・畳部分以外にフローリング部分を設け書類棚を置く場所を設けること。

- ・待機室上部に額縁等を吊るレール（ピクチャーレール）を設置すること。
- ・ホワイトボード（月予定表、無地）2枚を壁に設置すること。
- ・壁に可動式の棚を設けること。
- ・エアコンを必要数設置すること。
- ・地上デジタル放送が受信できるテレビ端子を1箇所設けること。（アンテナ工事含む）
- ・適宜、コンセントを設けること。
- ・窓には、スクリーンカーテンを設置すること。

### (3) 玄関

- ・出入り口は、暗証番号で開錠できる電気錠とすること。
- ・20足程度収納可能な下駄箱を設けること。
- ・車庫から出入りできること。

### (4) ミニキッチン

- ・IHクッキングヒーター1口設置すること。
- ・小型電気温水器を設置すること。
- ・冷蔵庫を置けるスペースを設けること。
- ・食器棚を設置すること。

### (5) トイレ

- ・洋式（暖房便座付き）1台とする。
- ・手洗い場を設けること。
- ・小物（トイレトーパー等）が保管できる収納を設けること。
- ・車庫と団員待機室から入れること。
- ・合併浄化槽（5人槽）を新設すること。

### (6) サイレン・ホース乾燥塔

- ・濡れた消防用ホースが同時に6本干せるホース乾燥塔を新設すること。
- ・サイレンは、既存のものと同程度とすること。
- ・濡れた消防用ホースを同時に6本吊り上げる能力を有する手動式のウインチを設けること。

### (7) その他

- ・正面外壁の適当な位置に、消防団章（400mm×400mm程度）を設けること。
- ・玄関入口付近に、「砺波市消防団若林分団」と記載された看板（1300mm×280mm程度）を設けること。
- ・建物正面の適当な位置に、赤灯を設けること。赤灯は、タイマーで点灯時間が調整できるようにすること。
- ・適当な位置に郵便受けを設けること。
- ・建物外壁で広報活動用に適当な位置に、ガラス引き違い式の掲示板を設けること。
- ・建物外壁の適当な位置に、適宜コンセントを設けること。
- ・感震ブレーカーの付いた分電盤を設置すること。
- ・照明は全てLEDとする。
- ・携帯無線機等を充電できる棚を、出勤時に持ち出しやすい場所に設け、付近にコンセントを設ける

こと。

- ・ホース乾燥塔、乾燥塔側の建物外壁にそれぞれ照明を設置すること。
- ・敷地内の必要部分を舗装し、雨水排水は適切に処理すること。